

## 医師国保からのお願い



# 平成29年1月より、 当組合へご提出いただく届出用紙等に マイナンバーの記入をお願いします。

平成28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が施行され、医療保険者である国保組合は、情報連携のために、被保険者に通知されたマイナンバーを収集・登録しなければなりません。

マイナンバーを取得する対象は、平成29年1月1日時点の被保険者及び、その後に加えられる被保険者が予定されております。

本来であれば、平成28年12月末までに当組合の被保険者となられた方につきましては、別途マイナンバーを提出していただく必要がありましたが、マイナンバーを提出していただく際、通知カードや、写真付きの身分証明書等の提出も必要となること等から、皆様への負担を考慮いたしまして、平成28年9月の長崎県医師会報医師国保組合特集号にてお知らせしましたとおり、住基ネットから電子媒体を用いてマイナンバーを取得いたします。住基ネットよりマイナンバーの取得ができなかった被保険者の方には、後日、個別にご提出をお願いすることになりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、平成29年1月からは、届出用紙等にマイナンバーを記入する欄を追加した新しい様式に変更いたしますので、平成29年1月以降に届出をしていただく際には、本リーフレットの裏面をご参照いただき、届出用紙に添付していただく確認書類について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、マイナンバーを記入する欄を設けていない変更前の届出用紙をお持ちの方は、変更後の新しい届出用紙をお送りいたしますので、お手数ですが当組合までご連絡をお願いいたします。

### ※医師組合員の先生方へ

マイナンバーをその内容に含む個人情報、特定個人情報とされ、より厳格な取扱いが必要になります。そのため、マイナンバーを記入した届出用紙等をお取り扱いいただく際には、十分にご注意いただき、郵送でお手続きいただく場合、書留等でお送りいただくようなご検討をお願いいたします。

また、従業員組合員用の資格取得届並びに資格喪失届につきましては、平成29年1月以降、マイナンバーの漏えいを防ぐため、複写式ではない届出用紙に変更し、事業所控えの送付を廃止とさせていただきます。

ご面倒をおかけしますが、従業員組合員、委託労務事務所にも併せてご周知いただきますようお願いいたします。

## マイナンバーをご記入いただく届出用紙について

### 資格関係

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・被保険者証記載事項変更届
- ・被保険者証再交付申請書
- ・基準収入額適用申請書

### 給付関係

- ・療養費支給申請書
- ・高額療養費支給申請書
- ・限度額適用・標準負担額減額認定書
- ・特定疾病認定申請書
- ・移送費支給申請書
- ・第三者行為による被害届

## 届出用紙に添付していただく確認書類について

マイナンバーを届出用紙等に記入してご提出いただく際、なりすまし等を防止するため、医療保険者である国保組合には、厳格な**本人確認**（本人の個人番号が正しいものであることの確認（**番号確認**）と、本人が個人番号の正しい持ち主であることの確認（**身元確認**）の**両方を合わせて**行うこと。）が義務付けられております。

本人確認に必要な添付書類は、以下のとおりです。届出の際には、忘れずに添付してください。

- ◎ 本人確認（番号確認と身元確認の両方を行うこと）ができるもの
  - ・個人番号カード（両面の写し）

※個人番号カードをお持ちでない組合員は、番号確認ができるものと身元確認ができるものの**両方が必要**です。

- ◎ 番号確認のみできるもの（いずれか1つ）
  - ・通知カードの写し
  - ・個人番号が記載された住民票（3ヶ月以内のもの）
- ◎ 身元確認のみできるもの（いずれか1つ）
  - ・運転免許証の写し（裏書がある場合は両面の写しが必要）
  - ・パスポートの写し
  - ・官公署から発行された写真付の資格証明書の写し

- ・ 社会保障分野へのマイナンバー制度導入に関する事業者向けリーフレットと説明資料は、厚生労働省  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>  
※健康保険の事業者向けです（ご参考）
- ・ マイナンバー制度については、内閣官房  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>  
※「事業者向けマイナンバー広報資料」をご参照ください
- ・ 特定個人情報の取り扱い等については、特定個人情報保護委員会  
<http://www.ppc.go.jp/index.html>  
※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」をご参照ください